

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県航空機・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

| | | | |
|---|-------------------------|----------|----------|
| 開催日時 | 令和2年10月8日 13:30 ~ 16:30 | | |
| 出席状況 | 公益 3/3 | 労働者側 3/3 | 使用者側 3/3 |
| ○ 主な審議事項 | | | |
| (1) 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について | | | |
| ・事務局から他局の答申状況の報告を行った。 | | | |
| ・前回専門部会でも出され意見を踏まえ、公益委員・労働者側委員の協議、公益委員・使用者側委員の協議を行った。 | | | |
| 協議ではまとまらず、公益委員から時間額971円、引上げ額1円とする提案を行い、採決の結果、公益委員と使用者側委員が賛成、労働者側委員が反対の賛成多数により、上記提案を専門部会の意見として10月19日の第459回岐阜地方最低賃金審議会に報告することとした。 | | | |
| (2) その他 | | | |
| 特になし | | | |
| ○ 主な意見の要旨 | | | |
| 労働者側 | | | |
| 前回使用者側から示された、現状維持については、他県の結審状況をみても有額引上げというところがあり、労働組合のない方々にとっても今年の春闘の流れが反映されるという審議にしたい。 | | | |
| 使用者側 | | | |
| 航空会社の希望退職が記事に出ているように、先が見えない現状である。現状に鑑みるということは理解していただきたい。 | | | |